

令和5年第1回定例会（2月議会）
産業観光委員会・分科会
補正予算関連提出資料

令和5年2月13日
観光文化スポーツ部

【補正予算関連】

観光戦略課	原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援 について	1
交通政策課	航空会社増便運航支援事業について	4
文化振興課	総合生活文化会館管理運営費の増額について	7
	あきた芸術劇場整備事業における周辺建物事後調 査に基づく損失補償について	8
	あきた芸術劇場管理運営費の増額について	9
	総合生活文化会館管理運営等に係る債務負担行為 の設定について	10

原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援について

観光文化スポーツ部

1 目 的

県有施設の指定管理者に対し、原油価格高騰等により掛かり増しとなった光熱費及び燃料費（光熱費等）について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

2 概 要

（１）補助対象

①指定管理料制施設の指定管理者

②利用料金併用制施設の指定管理者

※当該施設の収支が黒字の指定管理者を除く

（２）補助対象経費

光熱費等の令和４年度収支計画からの増加分

（３）補助対象期間

令和４年４月～令和５年２月

（４）補助額

公費負担割合に基づき算出

3 予算額

５３，７９５千円

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）
（負担金補助及び交付金）

【指定管理料制施設】

事業名	施設名	指定管理者名	予算額
向浜スポーツゾーン 管理運営費	向浜スポーツゾーン	（一財）秋田県総合公社	26,995 千円
武道館管理運営費	秋田県立武道館	（一財）秋田県総合公社	5,469 千円

【利用料金併用制施設】

事業名	施設名	指定管理者名	予算額
秋田ふるさと村 推進事業	秋田県ふるさと村	（株）秋田ふるさと村	10,438 千円
男鹿水族館推進事業	秋田県立男鹿水族館	（株）男鹿水族館	7,611 千円
田沢湖スポーツ センター管理運営費	秋田県立田沢湖 スポーツセンター	田沢湖高原リフト（株）	3,282 千円

原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援について

総務課

1 目的

県有施設の指定管理者に対し、原油価格高騰等によりかかり増しとなった光熱費及び燃料費（光熱費等）について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

2 補助金の概要

- (1) 対象者 ①指定管理料制施設の指定管理者
②利用料金併用制施設の指定管理者
※市町村及び当該施設の収支が黒字の指定管理者を除く
- (2) 対象経費 光熱費等の令和4年度収支計画からの増加分
- (3) 対象期間 令和4年4月から令和5年2月まで
- (4) 補助額 公費負担割合に基づき算出

3 予算額（施設所管課の予算に計上）

94,936千円（ $\ominus$ 94,936千円）

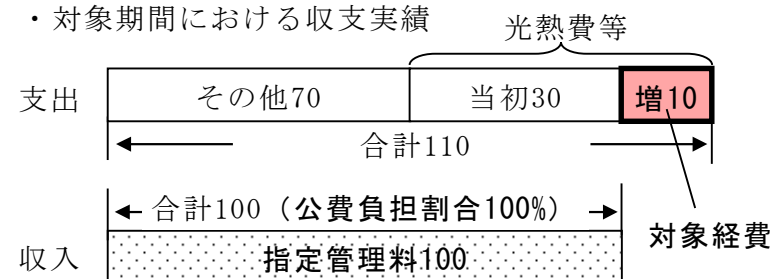
内訳 ・ 補助金 94,936千円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」充当予定

<支援イメージ>

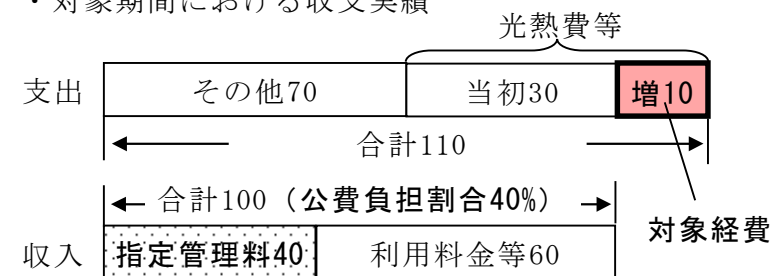
①指定管理料制施設の指定管理者

・ 対象期間における収支実績



②利用料金併用制施設の指定管理者

・ 対象期間における収支実績



4 予算額一覧

(単位：千円)

施設名			指定管理者名	所管課	予算額
指定 管理 料 制 施 設	1	秋田県北部男女共同参画センター	(特非)秋田県北エスポ-ー支援センター	次世代・女性活躍支援課	276
	2	秋田県南部男女共同参画センター	(特非)秋田県南NPOセンター	次世代・女性活躍支援課	275
	3	秋田県ゆとり生活創造センター(遊学舎)	(特非)あきたパートナーシップ	地域づくり推進課	2,128
	4	向浜スポーツゾーン	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	26,995
	5	秋田県立武道館	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	5,469
	6	秋田県点字図書館	(福)秋田県社会福祉事業団	障害福祉課	366
	7	秋田県環境と文化のむら	むつみ造園土木(株)	自然保護課	184
	8	秋田県農業研修センター(生態系公園等)	むつみ造園土木(株)	農林政策課	2,286
	9	秋田県立美術館	(公財)平野政吉美術財団	教育庁生涯学習課	7,622
利 用 料 金 併 用 制 施 設	1	秋田県児童会館	(特非)あきた子どもネット	次世代・女性活躍支援課	3,141
	2	秋田県ふるさと村	(株)秋田ふるさと村	観光戦略課	10,438
	3	秋田県立男鹿水族館	(株)男鹿水族館	観光戦略課	7,611
	4	秋田県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	スポーツ振興課	3,282
	5	秋田県社会福祉会館	(福)秋田県社会福祉協議会	地域・家庭福祉課	3,959
	6	秋田県北部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	4,274
	7	秋田県南部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	3,959
	8	秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興(株)	健康づくり推進課	4,843
	9	秋田県森林学習交流館	(株)サンアメニティ	森林整備課	2,399
	10	秋田県立中央公園	(一財)秋田県総合公社	都市計画課	2,915
	11	秋田県立北欧の杜公園	北欧の杜パークマネジメント共同企業体	都市計画課	2,514
計(20施設)					94,936

航空会社増便運航支援事業について【新規】 (航空需要回復・新規開拓事業)

交通政策課

1 目 的

コロナ禍の長期化に加え、燃料価格高騰等の影響を受けながらも増便を維持している航空会社の運航支援を行うことにより、その継続を図る。

2 概 要

令和4年7月から羽田発着枠政策コンテスト枠を活用して大館能代空港東京羽田線の三往復運航を継続している航空会社の負担軽減を図るため、運航経費の一部を支援する。



大館能代空港を離陸する航空機

- ・対象路線：大館能代空港東京羽田線
航空会社：全日本空輸（株）

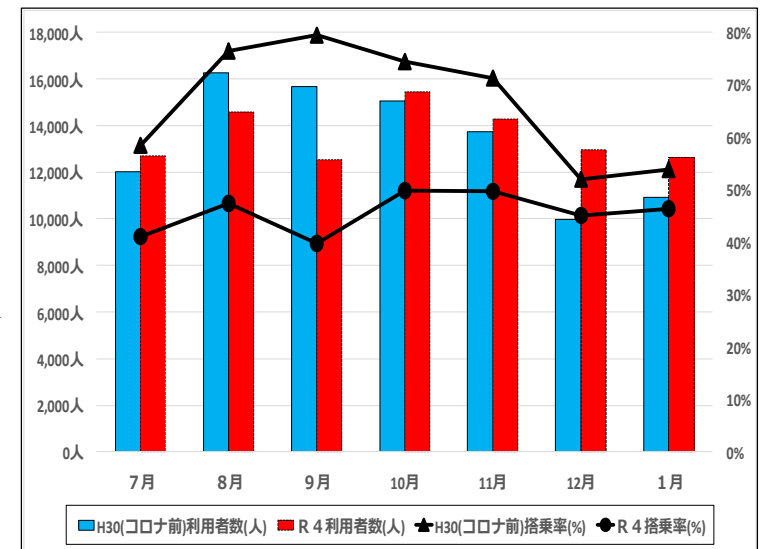
- ・対象期間：令和4年7月1日～令和5年3月31日
(ただし、令和5年3月16日以降の利用者数は3月15日時点の予約数で判断し、年度内に交付する。)

- ・対象経費：運航経費の一部
対象期間内の利用者数が、着陸料減免をしてもなお航空会社が想定する採算ラインとなる利用者数（150,621人）に達しない場合に生じる欠損額を一定の範囲内で航空会社と折半し交付する。

- ・限 度 額：121,990千円

3 予算額

121,990千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)
(負担金補助及び交付金)



増便後の利用者数と搭乗率の推移
(R4年7月～R5年1月利用者数 95,092人)

(参考1) 令和3年6月議会 産業観光委員会分科会提出資料〔所管事項関連〕

大館能代空港の3往復運航におけるリスク分担について

交通政策課

1 目的

羽田発着枠政策コンテストによって配分を受けた発着枠による大館能代空港の3往復運航を県と航空会社が連携して支えることにより、安定的・継続的な運航につなげる。

2 概要

羽田発着枠政策コンテストにおける航空会社との共同提案のとおり、大館能代空港東京羽田線の運航実績に応じて航空会社とリスクを分担するため、運航経費の一部を負担する。

- ・対象事業者 全日本空輸株式会社
- ・対象経費 3往復運航に要する経費の一部
- ・負担割合 原則1/2 (県と航空会社で折半。県負担は最大で年間2億円相当)
- ・負担方法 (イメージは次頁参照)
 - ① 増便分の着陸料を14/15減免 (1,250万円相当)
 - ② ①を措置してもなお航空会社に欠損※が生じる場合は、既存2便の着陸料 (現行2/3減免) を14/15減免 (2,500万円相当)
 - ③ ②を措置してもなお航空会社に欠損※が生じる場合は、年間1億6,250万円を限度額として負担金を航空会社に対して拠出
- ※年間利用者数を基に算出した額
- ・予算計上 運航実績等により運航年度の2月補正予算計上を予定

3 その他

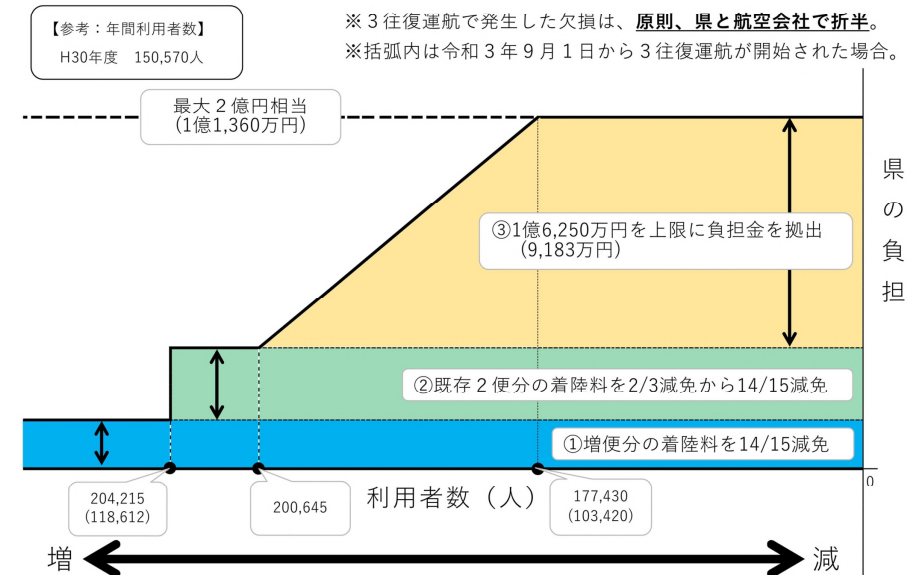
令和3年度中に3往復運航が開始される場合、①、②は3往復運航が行われた日数に応じて負担額(減免額)を算定し、③は平成30年度の月ごとの利用者数の割合に応じて負担金の限度額を算定する。

(例) 本年9月1日から運航が開始される場合 (212日間運航)

- ① $1,250 \text{ 万円} \times (212 \text{ 日} / 365 \text{ 日})$ 726万円相当
 - ② $2,500 \text{ 万円} \times (212 \text{ 日} / 365 \text{ 日})$ 1,451万円相当
 - ③ 負担上限の2億円 $\times 56.8\% \text{※} - (\text{①}726 \text{ 万円} + \text{②}1,451 \text{ 万円})$ 9,183万円相当
- 県負担は最大で年間1億1,360万円相当

※平成30年9月～翌3月の利用者数が平成30年度の全利用者数に占める割合

【参考1】大館能代空港3往復運航 県の負担イメージ図



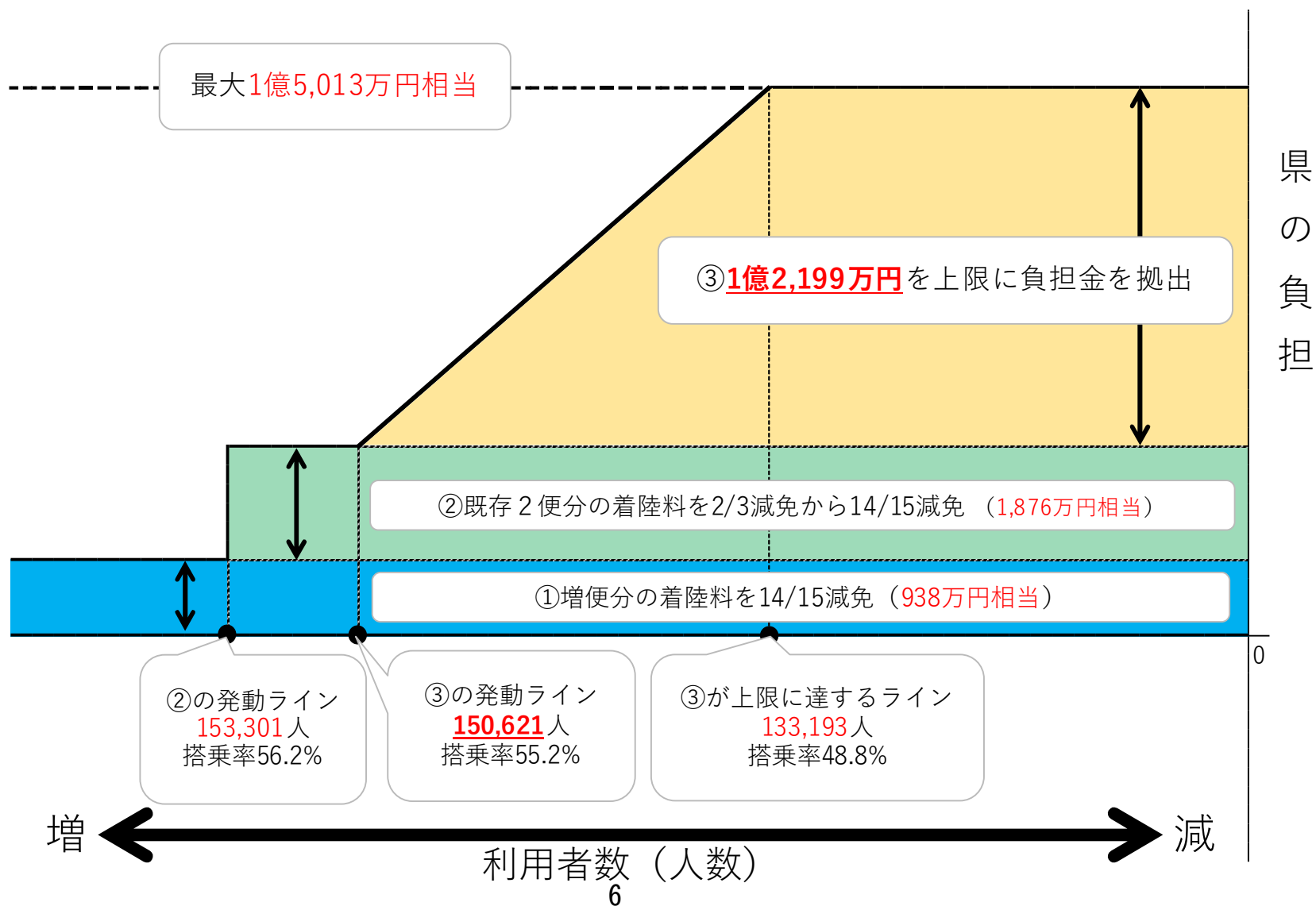
【参考2】羽田発着枠政策コンテストの概要

- ・航空会社のみでは維持や充実が困難な路線について、地域と航空会社による路線充実に係る共同提案を評価し、羽田空港の発着枠を配分する制度。
- ・今回の政策コンテスト枠による運航は令和2年冬ダイヤから令和4年冬ダイヤまで (令和2年10月25日～令和5年3月25日) の概ね2年半となっており、令和5年夏ダイヤ以降の当該発着枠の取扱いは、令和4年に取組・成果等を検証の上、国において検討されることとなっている。

(参考2) 令和4年度 県の負担イメージ図（令和4年7月1日～令和5年3月31日の274日分）

○3往復運航で発生した欠損は、原則、県と航空会社で折半する。なお、県負担の上限（令和4年度は最大1億5,013万円相当）を超えた分は全て航空会社が負担する。

○着陸料減免をしてもなお生じた欠損について、1億2,199万円を上限に負担金を拠出する。



総合生活文化会館管理運営費の増額について

文化振興課

1 目 的

秋田県総合生活文化会館（アトリオン）の光熱水費について、原油価格の高騰による掛かり増しや使用料収入の実績見込みにより管理運営費を増額する。

2 概 要

（１）管理運営者

大星ビル管理（株）

（２）対象経費

①光熱水費

電気・ガス料金の上昇により、光熱水費を増額する。

・対象期間：令和４年４月～令和５年３月

・事業費：１２，８２５千円

②持分賃料

アトリオン地下１階のイベント広場の使用料収入の増額に伴い、契約に基づき、持分を有する秋田市及び日本生命相互会社に対して支払う賃料を増額する。

・事業費：３６４千円

【イベント広場について】

県がイベント広場の持分を有する秋田市、日本生命相互会社から借り上げし、公の施設としていることから、前年度の使用料収入総額から必要経費等を控除した額に持分割合を乗じて得た額を二者に対して支払うこととしている。

（３）増額の内容

①光熱水費

	予算額	決算見込額	不足額(補正額)
光熱水費	63,206千円	76,031千円	12,825千円

②持分賃料

予 算 額	429 千円	過去の実績をもとに算出
決算見込額 〔秋田市・日本生命 への支払額〕	793 千円	(算出式) 令和３年度イベント広場使用料収入 総額－必要経費(※)・県持分＝ 4,210千円－3,417千円 ※必要経費：イベント広場に係る事 務費等
不足額(補正額)	364 千円	

3 予算額

内 訳

委託料の内訳

・委託料	13,189千円
・使用料及び賃借料	12,825千円
・原油価格高騰に伴う増額	364千円

あきた芸術劇場整備事業における周辺建物事後調査に基づく損失補償について

文化振興課

1 目 的

あきた芸術劇場ミルハス建設工事に伴う周辺建物等への影響調査(※)の結果に基づき、補償対象者に損失補償金を支払う。

2 概 要

(1) 対象地域

秋田市千秋明徳町ほか（ミルハス敷地境界から30メートルの範囲内にある家屋等）

(2) 対象者数

8名

(3) 対象棟数

11棟（内外壁の亀裂、建具の隙間等の拡大や新規発生）

(4) 損失補償額及び範囲

総額：5,726千円（県3,293千円、秋田市2,433千円）

範囲：1対象者当たり30万円台～120万円台

3 予算額

5,726千円

（補償、補填及び賠償金）

【参考】※影響調査について

調 査 概 要：平成29年度から30年度に実施した事前調査の対象建物等のうち、所有者から事後調査の申し出のあったものについて、被害状況及び工事との関連性の調査、被害額の算定を実施（令和4年度当初予算に計上）

調査実施期間：令和4年8月22日～9月27日

調査実施者：補償コンサルタント

調査対象者数：8名

調査対象棟数：12棟

あきた芸術劇場管理運営費の増額について

文化振興課

1 目的

あきた芸術劇場ミルハスの光熱水費について、原油価格の高騰や使用量の実績見込みに伴い掛かり増しとなることから、指定管理料を増額する。

2 概要

(1) 指定管理者

あきた芸術劇場AAS共同事業体

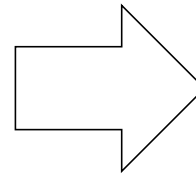
(2) 対象経費

指定管理料の精算項目である光熱水費（電気・ガス・水道料金）

(3) 増額の内容

【当初】

光熱水費 77,749千円	県 34,289千円
	秋田市 25,344千円
	指定管理者負担分 18,116千円



【見込み】

光熱水費上昇分 47,652千円	県 18,460千円
	秋田市 13,643千円
	指定管理者負担分 15,549千円
光熱水費既措置分 77,749千円	県 34,289千円
	秋田市 25,344千円
	指定管理者負担分 18,116千円

3 予算額

18,460千円
(委託料)

委託料の内訳

・原油価格高騰に伴う増額	9,330千円
・使用量の実績増に伴う増額	9,130千円

総合生活文化会館管理運営等に係る債務負担行為の設定について

文化振興課

1 目 的

秋田県総合生活文化会館（アトリオン）の管理運営等について、今年度内に契約手続きを進める必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 概 要

アトリオンは、県、秋田市、日本生命相互会社の３者による区分所有となっているため、県の持分に応じたビルの管理や設備改修に要する経費を計上する。

3 債務負担行為の概要

（１）総合生活文化会館管理運営費

- ・限 度 額：１６２，３６０千円
- ・期 間：令和５年度

（２）総合生活文化会館リニューアル事業

令和４年１２月議会において同事業の荷物用エレベータ改修工事の債務負担行為の設定（限度額：２１，９２９千円）を行っており、今回、電気・空調・衛生設備等の修繕工事を追加する。

- ・限 度 額：１１０，５２５千円（変更）
- ・期 間：令和５年度

【参考】総合生活文化会館リニューアル事業の内訳

区 分	施工内容等（予定）	金額（千円）
総合生活文化会館リニューアル事業（経年劣化対策）		40,813
共用部	電気・空調・衛生設備修繕 他	25,320
専用部	壁面塗装、吊物遠隔制御用送受信機交換 他	15,493
総合生活文化会館長寿命化事業		69,712
共用部	受変電設備工事、荷物用エレベーター改修工事（１２月議会設定済） 他	53,157 (21,929)
専用部	受変電設備工事	16,555
合 計		110,525 (21,929)

※（ ）内は１２月議会で債務負担行為限度額設定済の金額であり内数